

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには**請求書の提出**が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が行います。

■対象となる方

●老齢基礎年金受給者

以下の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

●障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者

前年の所得額が約462万円以下の方



■請求手続き

●平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、日本年金機構に提出してください。提出はお早めをお願いします。

●平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または幌延町役場住民生活課の窓口で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、下記にお電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

お問い合わせ先：稚内年金事務所

電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ

電話：5-1112、告知端末機：5-8812